



《会計・税務の知識》源泉徴収が必要な報酬・料金に関して

はじめに

通常、所得税の納付は所得を受け取った者が行いますが、支払いを行った者（源泉徴収義務者）が税金を差し引いて計算徴収し、国へ納税する仕組みがあります。これを源泉徴収制度といいます。

今回は、この源泉徴収が必要な報酬・料金に関してご紹介します。

1. 源泉徴収義務者

所得税及び復興特別所得税を差し引いて国に納める義務のある者を源泉徴収義務者といいます。

源泉徴収義務者は個人と法人いずれも該当しますが、個人のうち次の二つのいずれかに当てはまる人は、ホステス等の報酬・料金を除き源泉徴収する必要はありません。

- (1) 給与等の支払者でないとき
 - (2) 給与等の支払者であっても、常時2人以下の家事使用人のみに対する給与の支払者であるとき
- 例えば、給与等の支払者ではなく、弁護士報酬などの報酬・料金だけを支払っても源泉徴収する必要はありません。

2. 源泉徴収が必要な報酬・料金の範囲

源泉徴収義務者に該当した場合、源泉徴収が必要な代表的な報酬・料金の範囲は、支払先が個人・法人別に以下の様になります。例えば、個人の司法書士に報酬を支払う場合には源泉徴収が必要ですが、司法書士法人に支払う際には必要ありません。

個人

- イ 原稿料、講演料
- ロ 弁護士、公認会計士、司法書士
- ハ 社会保険診療報酬支払基金
- ニ プロスポーツ選手への報酬
- ホ 芸能人、芸能プロダクション
- ヘ ホステス、コンパニオン
- ト プロスポーツ選手等に支払う契約金
- チ 広告宣伝のための賞金等

法人

- イ 馬主である法人に支払う競馬の賞金

3. 源泉徴収金額の計算方法

紙面の都合上、金額の計算方法は、2. 源泉徴収が必要な報酬・料金範囲に記載した原稿料、講演料、弁護士、公認会計士、税理士、プロスポーツ選手等に支払う契約金の源泉徴収金額の計算方法を以下紹介致します。

■支払金額が100万円以下の場合

→支払金額×10.21%

■支払金額が100万円超の場合

→(支払金額-100万円)×20.42%+102,100円

なお、報酬・料金の支払金額には、原則として消費税の額を含めて計算しますが、請求書において報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象金額とすることもできます。

4. 納付の方法

納付の方法については、原則、源泉徴収を行った月の翌月10日までとなります。

しかし、事務負担の軽減を図るため、給与の支払人員対象者が10人未満の源泉徴収義務者は、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書を提出すると、一部の報酬に関しては、納付期限が猶予され1月から6月までの源泉徴収分は7月10日、7月から12月までの源泉徴収分は、1月20日までの納付となります。

この納付の特例ですが、弁護士、公認会計士、司法書士などの特定の資格者業務に対する支払にしか認められていないため、注意が必要となります。

おわりに

今回は、源泉徴収が必要な報酬・料金に関してご紹介しましたが、利子や配当、退職金、年金、給与や賞与等に関しても源泉徴収が必要な事にもご留意頂ければと思います。

(担当：上條)